

経営者保証に関するガイドライン研究会 議事要旨

1. 日 時：令和元年12月2日（月）午後2時～4時

2. 場 所：全国銀行協会（朝日生命大手町ビル）25階 第3～5会議室

3. 参加者：委員名簿参照

4. 議 題：

- 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則について

5. 議事内容：

事務局（全国銀行協会）から、事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則について、ワーキンググループにおける検討状況について説明した後、自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

(委員A)

特則案の経営者保証の意味について、規律付けと保全としての価値が挙げられているが、事業承継においては、必ずしも業況が困難に陥っているわけではないことから、事業承継後も事業が継続していくよう、規律付けの観点が重要と思料。

この点、先般、「経営者保証に関するガイドライン」Q&A（以下「Q&A」という。）（Q.4-8）が一部改定され、条件付保証契約の特約条項（コベナンツ）として、「外部を含めた監査体制の確立等による社内管理体制の報告義務等」が追加されたが、特則案では「条件付保証契約等の代替的な融資手法」という記載はある一方、外部からのモニタリングを含めた規律付けという要素が弱く、もう少し工夫する余地があるのではないか。

(委員B)

条件付保証契約について、特則案では、停止条件付保証契約と解除条件付保証契約の2つに分けて整理しているが、2つに分けることが適切なのか。

また、停止条件として何を想定しているかが極めて重要。仮に誠実な経営者が誠実に経営しながらも、経営状況・財務内容が悪化し、債務超過に陥った場合に、停止条件が成就し、保証契約の効力が発生するとなると、特則の趣旨に反するのではないか。保証契約が経営者の規律付けであるということを重視するならば、誠実な経営を継続する限りにおいて、経営成績が悪化したという理由をもって保証が現実化するのであれば、むしろ問題である。停止条件については、財務制限や財務内容に関することではなく、むしろ誠実な経営を行わなかった、例えば、粉飾や経理情報のごまかし、情報を開示しない等、それ以外の誠実性の問題（非財務制限条項）を基準として、それに抵触した場合には保証責任を負うかたちとして整理・明示すべきではないか。

逆に、解除条件付保証契約については、財務内容・経営状況が改善し、黒字化すれば解除するというかたちでの基準の明文化が図れる。

このため、停止条件と解除条件では条件の内容が異なるということについて、共通認識が得られれば、それを明らかにしていただきたい。

(委員C)

上記の委員Bの意見に賛成である。

一方、今回の検討趣旨や検討対象は、経営者保証に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）全体ではなくて、あくまでも事業承継時に絞った特則だと思料。条件付保証契約については、ガイドライン全体に関係してくるものであるが、これも議論の対象とするのか。もともとガイドラインは、あまり細かいことを定めずに、経営者保証をなくしていくこうというコンセンサスを形成するのが趣旨だったと認識しており、だからこそ、あまり細かいことまで示さなかった。今回、事業承継に絞った一方、ガイドライン本体にも及ぶことまで議論するということであれば、議論を切り離すべきではないか。

また、特則案では、ワーキンググループで議論された「例外的に二重徴求が許容される事例」（以下「例外事例」という。）が盛り込まれているが、非常に分かりやすく、納得のいくものであり、この記載に留めることでよいのではないか。

停止条件付保証契約については、具体例を示すのではなく、議論を切り離して、別途丁寧に検討した方がよいのではないか。

(座長)

特則で条件付保証契約を定めても問題ない一方、事例は別の議論が望ましいということか。

(委員C)

具体例を示さないとなかなか普及しないという意見は理解できるが、一方で具体例を示すまでにはもう少し議論がひとつようではないか。特則本文の表現を工夫し、精神論やコンセンサスをはっきり示すかたちが望ましい。「事業承継においては、二重徴求を原則禁止とし、例外は慎重に検討する」とすることが、今回の特則の趣旨に合致しているのではないか。

(委員D)

コベナンツについて、当然その存在自体は認識しているものの、特に規模の小さい金融機関においては、コベナンツにあまり馴染みがなく、ましてや財務条項がないコベナンツは想像もできない。どのような問題が生じ得るかも分からぬところ、この場で結論を求められても難しい。

(委員B)

指摘の点は理解できるものの、停止条件の概念については、少なくとも共通認識は得ておきたい。誠実性を欠く行為をしたときに条件が成就するというのは理解できるが、経営成績が悪くなつたときに条件が成就するというのは、停止条件付保証契約の趣旨ではないのではないか。このため、細かな点を議論し始めると、理解を共通化するのは難しく、別

の場で検討すべきというのももっともあり、実務に耐えられないという意見も理解できる。ただ、少なくとも停止条件というのが誠実性の問題であり、誠実性を欠く事実が生じたときに条件が成就して保証が顕在化するという共通認識であることは確認し、このことが抽象的にでも分かるように表現できないか検討いただきたい。

(委員E)

停止条件および解除条件のコベナンツについては、Q&A (Q. 4-8)において、誠実、規律付け、報告義務の履行の観点の回答が示されていると理解。これを踏まえたかたちで、特則案の中で停止条件付保証契約および解除条件付保証契約が記載されているのではないか。

(座長)

現行のガイドラインでも、条件付保証契約を促進することを企図した記載があり、Q&Aではその内容が示されている。また、特則案では、必ずしも条件付保証契約を義務付けるわけではなく、「こうした判断を行う際には、以下の点も踏まえて検討を行うことが求められる」とされており、この点も加味して、金融機関に検討いただきたい。

なお、特則案の解除条件付保証契約と停止条件付保証契約の記載位置については、効力を重視するか、条件付保証契約という法律行為を重視するかによって分かれると認識しているが、検討させていただく。

(委員F)

特則案には、「前経営者は、実質的な経営権・支配権を保有しているといった特別な事情がない限り、第三者に該当する可能性がある」旨の記載がある一方、「株式の大半は前経営者が保有しているといったことのみで二重徴求を判断しない」旨の記載もある。この点、株式の大半を保有していることをもって二重徴求は求めないという理解でよいか。

(座長)

株式を保有していた場合に、様々な実質的な判断を行った結果、保証を求めるということはあり得るが、単に株式を保有していたということだけをもって保証を求めることがないよう、安易な拡大解釈は防ぐという趣旨である。

(委員E)

例外事例は非常に分かりやすい。例外事例はいずれもガイドラインが求めているいわゆる3要件が満たされていない場合であり、規律付けの観点が重視されているという印象。

また、今回の特則案では、改正民法を踏まえた第三者性という点にも言及がされているが、例えば従来の経営者は保全の観点から保証が求められ、その後に代表者が変わる場合に、後継者は規律付けの観点では特に大きな問題はない一方で、金融機関からすると、依然として前経営者の資産は保全の観点から重要性がある場合、二重徴求は許されるのか。二重徴求の原則禁止から考えると、前経営者が基本的には第三者性が強くなるという場合には、二重徴求は基本的にはしないと考えてよいのか。この点を明確にしてはどうか。

(座長)

指摘のケースを想定すると、世の中の多くの事例が当てはまってしまうのではないか。そうした場合に、例外が非常に大きくなり過ぎるのではないかという問題意識があり、例外事例を具体的に記載した次第。また、例外事例を具体的に列挙しても全ての具体的な事例を網羅できるわけではないため、拡大解釈をしない旨の規定も盛り込んだ。这样的なことがワーキンググループでは議論された。

(委員E)

新経営者から保証を徴求するかどうかというのは、ガイドラインの3要件が満たされているかどうかということが一つの判断基準となり、自動的に保証人になるということではないと理解。一方、前経営者については、新経営者から保証を求めないとすると、旧経営者から保証を継続するという第三者性の問題があるが、この点、特則案では保証を徴求しない対応が原理原則となっていることからすると、経営者が変わった場合には基本的には保全の考え方を変えていくということをはっきりさせるべきではないのか。

(委員C)

例外事例は全てのケースを想定して記載すべきではない。それをやり出したらキリがない。ガイドラインの原則に立ち戻って、大きな意識やコンセンサスのみをしっかりと統一すべき。考え方だけをしっかりと共有するということで十分であり、逆にそれ以上はすべきではない。特に、特則案の「主たる債権者及び保証人における対応」として、法人と個人の分離や財務基盤の強化等のいわゆる3要件が掲げられている。これらの記載も、誰が見ても納得できる内容が示されているが、それで十分であり、具体的にそれらの定義をはっきりさせたらキリがない。精神論や意識を深めていくというガイドラインであってほしい。

(座長)

コンセプトを明確にし、金融機関と事業者が理解を深めて、ガイドラインを育てていこうという精神は、ガイドラインの策定当初からあったと認識しているが、一方で、コンセプトのみである程度具体的なことが記載されていないと、実務では浸透しない、判断に迷うという意見もあり、ある程度ブレイクダウンした内容をQ&Aで示した。特則については、Q&Aを作成する予定はないことから、Q&Aを作成すれば記載すべきと考えられる少し細かい内容も特則本文で示していると理解いただきたい。

(委員B)

原理原則を明らかにすることは非常に重要であり、賛成である。そのうえで、原理原則だけでは必ずしも分かりづらい点もあるため、特則を定め、具体例を示すという方向性にも賛成である。

例外事例については、①の事務手続き上一時的に二重徴求となる場合、③の後継者が前経営者の保証を解除しないことを求めている場合、④の前経営者と後継者の双方から保証を求めなければ金融支援を継続することが困難となる場合というのは、まさに個人保証を

求めない実務に対して、例外的にこのような事情があれば求めざるを得ない典型例であると思料。ただ、②の前経営者、後継者の双方からの保証提供の申し出に対し、本特則を十分説明したものの、申し出の意向が変わらない場合というのは、①、③、④とは性格が全く異なるものである。①、③、④は、例外的に保証を取る必要性があり得ると考えられる事例である一方、②は、真摯に申し出ているという趣旨は理解しているものの、経営者が自ら親も子も進んで保証したいというのは、理屈ではあるかもしれないが、全く非現実的な場面を想定しており、例外事例からは除外していただきたい。一般論として悪用される可能性が極めて高いといわざるを得ないが、これを明示する必要があるのか。

また、①は、臨時的に保証を取るわけであり、その一定の目的を達したときには解除が予定されているはずである。臨時的であれば、その趣旨が明確となるよう、解除が予定されていることを明示いただきたい。

(座長)

ワーキンググループでは、指摘の点も議論となつたが、他方で、保証を取った場合と取らない場合とでは、融資条件（例えば金利設定等）が変わる可能性があり、また具体的な事情により経営者側が二重で経営者保証を差し出すことを望む場合もあり得るため、その場合が禁止されるのもどうかという議論もあった。ただ、いずれにしても前経営者と新経営者が同意しないと保証契約は成立しないため、結果的に同意した場合が全てこの例外事例に該当するということになると、なし崩しになるのではないかという問題提起もあったところである。これを防ぐために、②では、文言を工夫しており、加えて、安易な保全強化や拡大解釈はしないようにするということを併せて記載している。

(委員E)

②は、会社の経営状況が必ずしも十分に良好でなく、金融機関に引き続き融資を続けていただきたいという前提があり、その中で、その姿勢を経営者としても心から望んでいるということの一つの意思表示として示すという意味合いで考えていたが、二重徴求の原則禁止という前提の中、保証をつけた場合とつけない場合の金利の差といったケースを想定しているのか。

(座長)

先ほどの説明も例示であり、指摘のようなケースもあり得ると思料。新旧経営者が本当に保証提供を望み、どうしても必要な場合も考えられるところ、そうした場合にまで二重徴求が全て禁止されてよいのかという問題意識である。

(委員B)

①、③、④は客観的基準、②は主観的な基準ともいえるが、主観的にそう望む場面があることを否定するわけではないが、例外事例としてあえて②を例示する必要があるのか。ここまでのこと記載することによって、かえってマイナスにならないかという懸念もある。

(委員D)

金融機関としては、この規定を悪用するつもりは全くなく、千差万別なケースがある中、具体的な状況に応じて柔軟に対応できる余地を残しておいていただきたい。逆に、きつちりと決まりきったものだけになってしまふと、説明されたような対応もできなくなってしまう懸念もある。

(委員G)

私どもの業界でも、すでに基本的には二重徴求は原則禁止の方向性であるが、やむを得ない状況により例外的に二重徴求で対応しているケースもある。そういう中で、濫用ということは全く考えておらず、現場からの意見としても、経営者から申し出があるケースもあるとの声もあり、②は残していただきたい。

(委員H)

二重徴求の原則禁止に関する例外事例については、ワーキンググループの場で、より具体的な事例集を掲載する方法も含め、議論を重ねてきた。その上で、金融機関の立場として、円滑な資金供給、債権保全を図る観点から、どうしても必要と考えられる事例を凝縮して記載した経緯にある。二重徴求は原則禁止という基本的な考え方の上で、例外的に、当事例を踏まえた中での対応を検討していくものと認識している。

(委員A)

②を含めるべき理由は理解した。ただ、申し出の意向が変わらない場合だけではなく、例えばその申し出に相応の理由が認められる場合等、文言を工夫いただきたい。また、①の事務的な事例の後に②の事例が続いているが、違和感があり、例外事例を記載する順番も工夫いただきたい。

(委員C)

特則案に「経営者保証コーディネーター」とあるが、具体的な内容が不明であり、補足する必要があるのではないか。

(中小企業庁)

経営者保証コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、今般策定・発表した「個人保証脱却・政策パッケージ」の中の一つの柱である。現状、中小企業がガイドラインに沿って何をどこまで達成できているかということが、定量的・客観的な第三者の目線が入りにくく、また、中小企業自身もよく把握できておらず、金融機関にどのように相談してよいかも分からぬという声も寄せられている。また、金融機関にとっても、第三者の確認結果があれば、一つの参考になるのではないかと考えている。

現在予定しているのは、中小企業庁の予算事業として、47都道府県の事業承継ネットワークに専門家をそれぞれ配置し、その専門家が窓口となって、中小企業から、事業承継時の後継者保証に係る相談があったときに、まずは、その中小企業の状況の“見える化”を行うというものである。具体的な内容は、現在関係者と調整を進めているが、ガイドライ

ンの要件を即したチェックリストを作ることを予定しており、ガイドラインの中で挙げられている項目に即して経営状況を見る化し、まずは中小企業の要件充足状況や何が不足しているかということを明らかにするものである。

基本的にコーディネーターがガイドラインの条件を充足していると判断した場合には、別途設ける信用保証制度における保証料の割引が受けられるほか、金融機関との経営者保証解除に向けた交渉を専門家に支援してもらうこととなる。チェックリスト項目は全国共通のものとして整備し、ブレのないようにしていきたい。

なお、「確認結果を十分に踏まえること」としており、金融機関においては、これを一つの情報として判断していただきたい。必ずこのとおりにしなければならないということではないので、仮にコーディネーターの確認を受けたが、やはり経営者保証が必要と金融機関が判断することはあり得るが、その場合でもこの確認をベースとして、例えば財務諸表以外のところで別の問題があるといったことを金融機関にご説明頂くことで会話のきっかけとなり得るものである。その結果として、外すべき保証は外すという方向に発展していけばよいと考えている。

(委員C)

ガイドラインの策定時には支援専門家というものができて、事業承継についての様々な知識を持ち、金融機関と交渉するのが非弁行為になるのではないか等の議論もあったと思料。今回のコーディネーターは支援専門家という資格とは全く別という理解でよいか。

(中小企業庁)

然り。事業承継の支援専門家とはまた別の位置付けである。コーディネーターは、各都道府県に基本的には1名または2名というかたちで、特定の者が常駐し、中小企業のコンシェルジュ役となり、第三者的な確認も行う。なお、中小企業の磨上げや個別の金融機関との交渉の場面においては、コーディネーターだけでは支援しきれないと、予算事業として別の専門家を手当てる建付けとなっている。

(委員E)

「経営者保証コーディネーター」という名称について、コーディネーターという言葉には交渉していくというニュアンスが含まれているが、詳しい説明がない中、特則の中に名称だけが記載されたかたちで公表すると、誤解を生まないか。

(中小企業庁)

当初ワーキンググループで議論した際には、特則本文とは別に巻末資料の中で、コーディネーターの概要や新たな信用保証制度（以下「新保証制度」という。）の概要が添付されていたが、それらを添付するかどうかは全体の判断にも関わるところである。ただ、何らかのかたちでリンクさせて、内容がはっきりと分かるようにしたい。また、これらの制度については、来年（2020年）4月からの施行に向けて、中小企業庁として精力的に周知していきたい。

なお、後者の新保証制度については、これまでの信用保証制度では、基本的には新規借

入れを行うときに保証協会付保証をつけるというものであり、事業承継の局面のような前経営者時の借入れにまで遡って保証協会付保証に変えて経営者保証を外すという対応は基本的には認めてこなかったが、今般、その原則禁止を解除し、いわゆるプロパー融資で前経営者時の借入れについて、事業承継のタイミングで保証協会付保証に転換する、借り変えるということを認める制度を新しく創設する予定である。

ただ、無条件に認めてしまうと、ある種の逆選択が起こるリスクもあることから、制度利用には一定の財務要件を設けている。具体的には、資産超過であること、返済緩和中ではないこと、EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること、法人と経営者の資産・経理の分離がされていることである。

上記のコーディネーターの確認をクリアした場合には、保証料も大幅に軽減することとしており、中小企業にとっても使いやすくなっている。適切なリスク分担という考え方の下で、金融機関が事業承継時に経営者保証を外していくよう後押ししていこうという狙いである。

(座長)

特則本文にはこれらの名称しか記載がないため、これだけで見たときに分かりにくさが残るという問題点の指摘だったと理解。特則本文なのか他のものかは分からぬが、これらを説明するものがあった方が分かりやすいだろうと思料。

(委員B)

特則案の「内部規定等による手続きの整備」という項目の中に、根保証の解除に係る記載があるが、なぜ当該箇所に記載されているのか。また、「現経営者の保証変更・解除に向けた見直し」、「後継者からの保証徴求」という場面において、保証一般ではなく、あえて根保証の解除のみを指摘しているが、文脈を含め分かりにくくなっている。別の箇所に記載する方が適切ではないか。

(金融庁)

記載箇所については検討するが、意図としては、根保証について、事業承継のときに忘れ去られてしまい、事後的に問題が顕在化するような例があると聞いており、根保証の解除についても言及した次第。

(委員B)

特則案の「はじめに」において、特則の位置付けは示されているが、これに加えて、例えば、「事業承継を円滑に進めるために」や「事業承継を阻害することなく円滑に進めるために」等、特則の目的を明確に示していただきたい。

また、「対象債権者における対応」として、「こうした判断を行うにあたっては、ガイドライン第4項（2）や事業承継計画等に即して検討」と記載があるが、「事業承継計画等に即して検討」の意味内容が通じにくく、もう少し分かりやすい記載に工夫すべきではないか。

このほか、「後継者との保証契約について」において、「後継者に対し経営者保証を求

めることは事業承継の阻害要因になり得ることから…事業承継に与える影響も十分考慮し、柔軟に判断することが求められる」という表現と、「総合的な判断として経営者保証を求める対応ができないか柔軟に検討することが求められる」という表現がある。この点、後者は、ガイドライン第4項（2）の要件は満たさないが保証を取らなくてもよいという方向で柔軟に検討しようという理解であるが、前者は、保証を取る方向で柔軟に判断すると読めてしまうのではないか。このため、前者は「慎重に」判断することが求められており、後者は「真摯かつ柔軟に」検討することが求められているということになるため、このような表現とした方が分かりやすいのではないか。

(座長)

1点目と2番目は、指摘のとおりであり、分かりやすい記載を検討させていただく。

3点目については、前者を「経営者保証を求めるることは事業承継の阻害要因になり得ることから、後継者に当然に保証を引き継がせるのではなく」という繋がりで読むと、前者も後者もどちらも同じ方向の話であり、弾力的に保証を求めないことを検討するという意味合いと理解。

(委員B)

「事業承継に与える影響も十分考慮し」という文脈で捉えると、そのように読むことができるが、「ガイドライン第4項（2）に即して、保証契約の必要性を改めて検討」という文脈で捉えると、そうとはいえないのではないか。

(座長)

指摘を踏まえ、ワーキンググループで検討させていただく。

(委員C)

特則全体の取りまとめ方について、コーディネーターの説明等、特則本文の中で補足することにより解決できるものもあれば、当初は参考事例等を別途取りまとめるという議論もあったところ、アウトプットをどのようななかたちとするのか。当初ワーキンググループで検討された巻末資料には事業承継とは直接関係のない様々な参考事例等も掲載されていたが、混乱を招く恐れもあることから、巻末資料はなしにして特則本文だけを示すことで良いのではないか。政府の新しい施策等については、理解を深める観点からどのようななかたちで出すべきか、再度検討いただきたい。

(座長)

参考事例の紹介と制度趣旨の解説とでは性格が異なると思料。それによって出し方や出すことの是非も含め、取扱いが変わる可能性もある。指摘を踏まえ、ワーキンググループで検討させていただく。

(委員I)

二重徴求の割合は、4割弱から 19%強、そして現在は 17%台にまで下がってきている

と思料。特則がなくともますます下がっていくのかもしれないが、特則を踏まえて、更にどの程度まで下がる見込みか。また、例外事例の①、②、③、④に当てはまるのは全体の何%程度か。例外事例の②により、二重徵求の割合が再び増加してしまったら、今回の特則が無駄となってしまうため、質問させていただく次第。

また、当局としても、これを下げるために、具体的にどのような政策や対応を進め、実効性あるものとしていくのか。

(委員H)

具体的に何%まで下がるのかを示すことは困難だが、特則の趣旨が二重徵求の原則禁止であり、例外事例も極めて限定的なものとなっていることから、低下していくものと考えている。何%まで下げるといった数値目標を掲げるというよりは、金融機関として、本特則の精神を踏まえた対応をしっかりと行っていくことが重要で、その結果として、二重徵求の割合が減っていくことが望ましいと考えている。

(委員D)

私の業界でも、少なくなるとは想定しているものの、何%と示すことは非常に困難。

ただ、現在でも、事業承継の場合に保証をどうするのかということについては、お客様と会話し、10組いれば10通りの対応がある。お客様とともにしっかりと事業承継に取り組み、事業を通じて地域のために貢献していくことが趣旨であるため、例外事例の②のような、お客様の方から保証を求めてくるというケースもあり得る。

(委員G)

私たちの業界においても、それぞれに二重徵求の原則禁止に向けた取組みは進められており、当組合の取組みに関して言えば、通知文を出状のうえ内部周知を図り、二重徵求はしないという方針にしている。

今後、特則がなくても、かなり対応が進んでいくのではないかという感覚ではあるが、特則を設けたことにより、更に推し進めることが出来ると思料。

(事務局（全国銀行協会）)

数値というかたちではっきりとは示せていないが、特則本文では「二重徵求となった個別の背景を考慮し、一定期間ごと又はその背景に応じたタイミングで、安易に二重徵求が継続しないよう、適切に管理・見直しを行う」旨を定めており、これを各金融機関において内容を十分に斟酌したうえで、特則を運用することになると思料。

したがって、例外事例の②の存在により二重徵求の割合がはね上がってしまうというようなことがないよう、金融機関一丸となって取り組んでいくといった決意が当該記載で示されていると理解いただきたい。

(委員J)

私の業界においても、具体的な数値は持ち合わせていないが、目標がないということではない。取組意欲や機運はしっかりと高まっているため、肃々と努めていきたい。

(委員K)

私の業界においても、すでに各金融機関では二重徴求問題への対応を進めており、特則が整備されることにより、数字は持ち合わせていないが、更に取組みが加速していくと考えている。

(中小企業庁)

当局の政策に関し、個人保証脱却・政策パッケージの中では、まず、商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の取組みを掲げている。具体的には、商工中金において、来年（2020年）1月から、事業承継の局面に限らず、全ての新規融資について、一定の要件の下、ガイドラインの趣旨を徹底して原則無保証にするというものである。

また、上記の新保証制度についても、来年（2020年）4月から開始予定。1月から事前相談の受付も開始するが、本制度も活用してもらいたいながら、金融機関単独では経営者保証を外せないという場合であっても、保証協会を活用した経営者保証の解除を進めていきたい。

そして、コーディネーターによる支援についても、金融機関にプロパー融資で経営者保証を外してもらえるよう進めていきたい。

加えて、金融仲介機能の発揮に係るKPIを新たに策定し、各金融機関におけるガイドラインの取組実績を公表することとしており、政府系金融機関については、すでに2018年度分を当庁のウェブサイトにおいて各機関別に一覧表のかたちで公表した。商工中金では、非常に限定した運用を行った結果、二重徴求割合は1%前後となっており、各金融機関ごとに顧客層が異なることから一概にはいえないものの、一つのベンチマークにはなるのではないか。

議論に挙がった条件付保証契約については、停止条件と解除条件で分ける意味があるのかという点に関し、中小企業の立場から見ると、解除条件よりも停止条件の方がありがたく、まずは停止条件を検討するという順序関係があった方が分かりやすいのではないか。

また、例外事例の②については、例えば前経営者および後継者が社長としての覚悟を社内に示すために経営者保証の提供を自ら申し入れてくるというケースもあると聞いたことがあるが、こうした相当レアなケースであろうとは考えている。いずれにせよ、具体例やイメージが湧く方が共通認識が持ててよいのではないかという印象を持った。

(金融庁)

当庁としても、特則策定後に実際に二重徴求の件数が減っていくことが重要であると認識。特則策定後には、例えば金融機関との意見交換会等における周知や、それ以外の機会も捉えて、特則の周知・広報を行っていきたいと考えている。

また、KPIに関しては、民間銀行による保証徴求割合についても、今年度の下期以降の状況を公表することが成長戦略実行計画に盛り込まれており、各銀行における事業承継時の保証徴求割合を来年夏以降に公表する予定。このような取組みも含めて実際の二重徴求割合が減っていくよう対応していきたいと考えている。

(座長)

本日の議論等も踏まえ、引き続きワーキンググループにおいて検討のうえ、12月中に改めて当研究会に特則案を付議させていただく。

以上